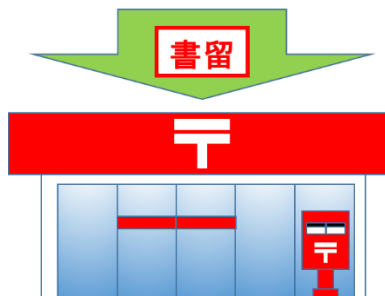
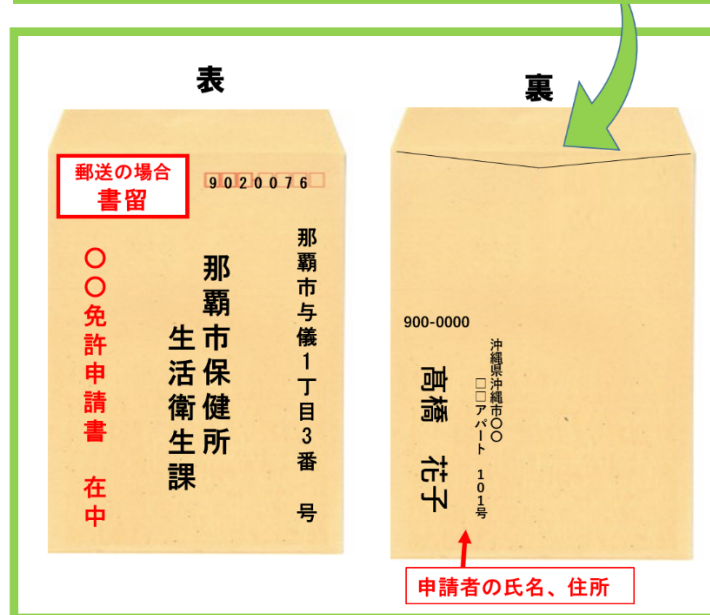
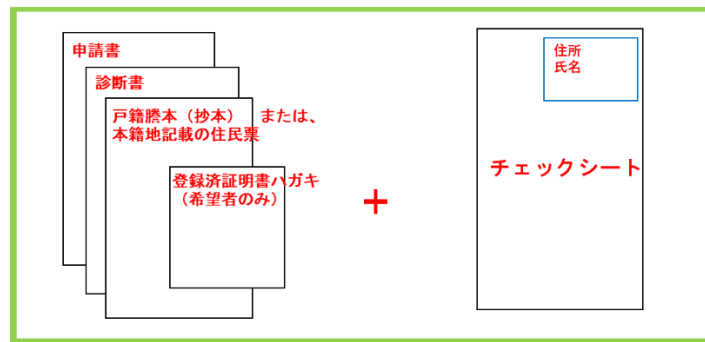


郵便書留による申請の手順



郵送申請した方へのお願い

郵便追跡サービスで、書類が保健所に届いているかどうか確認できるようにしてください。

書類に不備があった場合、保健所から連絡します。

また、ホームページの

【4】申請後の流れとよくあるお問い合わせ Q&A

をよく確認するようにしてください。
内容は保健所窓口で申請する際に配布する案内文書と同じです。

申請する資格の様式が確認してください。資格によって内容が異なります。

表

郵便はがき

900-0000

必ず切手を貼付すること

高橋 花子 殿

〒100-8976 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係

沖縄県〇〇市〇〇アパート 101号

この証明書は国から直接送付されます。

都道府県名から間違いの無いよう記入してください。

必ず、申請した氏名を記入してください。

裏

登録済証明書

氏名	高橋 花子	
登録番号	第	号
登録年月日		

上記のとおり 医 籍 に登録されたことを証明する。

厚生労働省
医政局長

(備考)
1. この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は、証明日から2か月間である。
なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。
2. 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ显示すること。
3. 医師法の規定により、2年ごとの年末（次回は令和4年）における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされているので留意すること。

氏名のみ記入してください。
戸籍のとおり正確に記入してください。

速達を希望する場合は、300円切手を追加で貼付し、朱書きで「速達」と記載してください。